

広島県告示第五百十七号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

令和六年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 調査を行う者の名称
広島県（株式会社成研に委託して実施）
- 二 調査の名称
広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査
- 三 調査の目的
広島県ひとり親家庭等自立促進計画の改定にあたり、県内の母子世帯、父子世帯の生活状況や就労状況等の調査を行い、現状とその問題点を把握するとともに、支援施策の検討を行い、計画に反映させることを目的とする。
- 四 調査対象の範囲
広島県全域
- 五 報告を求める事項
家庭の状況、子供の教育等の状況、就労の状況、家計の状況、養育費の取り決め状況、面会交流の状況、生活の状況、福祉施策の利用の状況
- 六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間
令和六年五月一日
- 七 報告を求める者
広島県内の母子世帯 一三四〇世帯・父子世帯 六六〇世帯（無作為抽出による）
- 八 報告を求めるために用いる方法
郵送調査及びオンライン調査
- 九 報告を求める期間
 - 1 調査の周期
五年に一回
 - 2 調査の実施期間又は調査票の提出期限
令和六年五月十六日から令和六年五月二十七日まで